

江戸川区障害者計画

第3期江戸川区障害福祉計画

平成24年3月

江戸川区

本ファイルは、「江戸川区障害者計画・第3期江戸川区障害福祉計画」のうち、「第3期江戸川区障害福祉計画」及び資料編を抜粋したものです。

区長あいさつ

近年、わが国の障害者福祉は、幾度となく制度の見直しが行われ、そのたびに当事者である障害のある人やそのご家族、サービスを提供する事業者、そして程度区分の認定や給付決定等を行う地方公共団体、そのいずれもが戸惑いを感じてきたところでもあります。残念ながら現在も、障害者自立支援法にかわる新法をめぐり、混乱が続いております。

そのような中ではありますが、本区は長年の実績を踏まえ、障害のある人がいきいきと生活ができる環境を整えるために、さまざまな施策を進めてまいりました。近年では、区役所における手話通訳者の配置(22年度)や救急搬送時の手話通訳者の派遣(23年度)、精神障害者の就労支援に加え、発達障害に対する取り組みも強化してきております。さらに、今後も増加する日中の生活介護施設利用に応えるために、25年度の開所に向けて区立希望の家新館の建設にも着手しているところであります。

このたび、江戸川区障害者計画・第3期江戸川区障害福祉計画を策定いたしました。障害者計画は施策を推進していくうえでの基本理念であり、江戸川区長期計画の基本構想・基本計画と方向性を同一にするものです。また、障害福祉計画は、現行の障害者自立支援法に基づく施策の実施にあたり、障害を持つ人の地域での生活や一般就労への移行に向けた目標値の設定、サービス提供基盤の整備やその方策などを示すものであります。

本区はこれからも、本計画を指針として、障害のある人やそのご家族が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる、地域や関係する人と信頼しあい、支えあう、理想の地域社会を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました江戸川区地域自立支援協議会の委員の皆様、障害者団体の皆様、そして、パブリック・コメント(意見公募)にご協力いただきました区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

江戸川区長 多田正見

第2部 第3期江戸川区障害福祉計画	53
第1章 第3期江戸川区障害福祉計画の概要.....	55
1 障害福祉計画策定の背景.....	55
2 計画策定の位置づけと計画期間.....	57
第2章 計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み.....	58
1 地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定.....	58
2 各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの必要な量の見込みとその確保について.....	60
第3章 地域生活支援事業	72
1 地域生活支援事業について.....	72
2 江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量.....	72
 資料編	 89
障害者基本法の一部を改正する法律【概要】	91
障害福祉サービス等見込量一覧.....	94
地域生活支援事業見込量一覧.....	95
策定経過.....	98
策定委員会委員	99

第2部

第3期江戸川区障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

第1章 第3期江戸川区障害福祉計画の概要

1 障害福祉計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の成立について

我が国の障害保健福祉は、平成15年度に「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念に基づき支援費制度が導入され、障害者が地域で生活を送る上での支援は大きく前進しました。しかし、一方で障害種別ごとにサービスが提供されており、わかりにくい仕組みであること、精神障害者が対象に含まれていないこと、全国で共通したサービス利用のルールがなく地方公共団体によって基盤整備やサービス提供体制等に格差が生じていること、さらに利用者の急増により、財源の確保が困難になっていることなどが指摘されていました。

そこで、制度上の課題の解決を図るとともに、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立しました。同法は平成18年4月から一部施行、10月から本格施行されました。

同法による改革には、以下の5つのねらいがありました。

① 障害者施策の3障害一元化

障害の種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化。

② 利用者本位のサービス体系の再編

身近な区市町村が地域の実情に応じて一元的にサービスを提供できるよう、施設・事業を再編。

③ 安定的な財源の確保

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方公共団体も責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保。

④ 就労支援の強化

福祉的就労から一般就労へ移行することを目的とした就労支援事業の創設、雇用政策との連携を強化。

⑤ 支給決定の透明化、明確化

支援の必要度に関する客観的な基準（障害程度区分）の導入、審査会の意見聴取など支給プロセスを透明化、明確化。

(2) 障害者自立支援法の改正について

平成 22 年 12 月には障害者自立支援法が改正され、公布日より一部施行、平成 24 年 4 月から本格施行されます。

今回の法改正のポイントは以下のとおりです。

① 利用者負担の見直し

- ・利用者負担について、応能負担を原則に
- ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲の見直し

- ・発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

③ 相談支援の充実

- ・相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの設置、「自立支援協議会」の法律上位置づけ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- ・支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ・在園期間の延長措置の見直し（18 歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

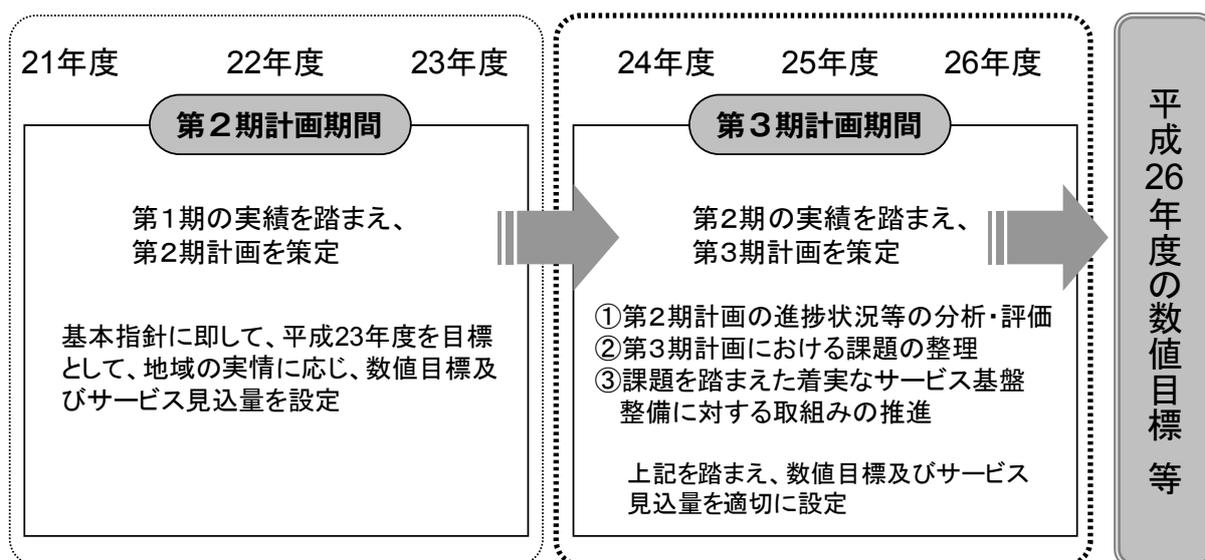
- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

なお、現行の障害者自立支援法は、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の見直しが進められています。

2 計画策定の位置づけと計画期間

第3期江戸川区障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられるもので、国の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

今回の第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）は、第2期（平成21年度から平成23年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成24年度から平成26年度までの計画を定めるものです。



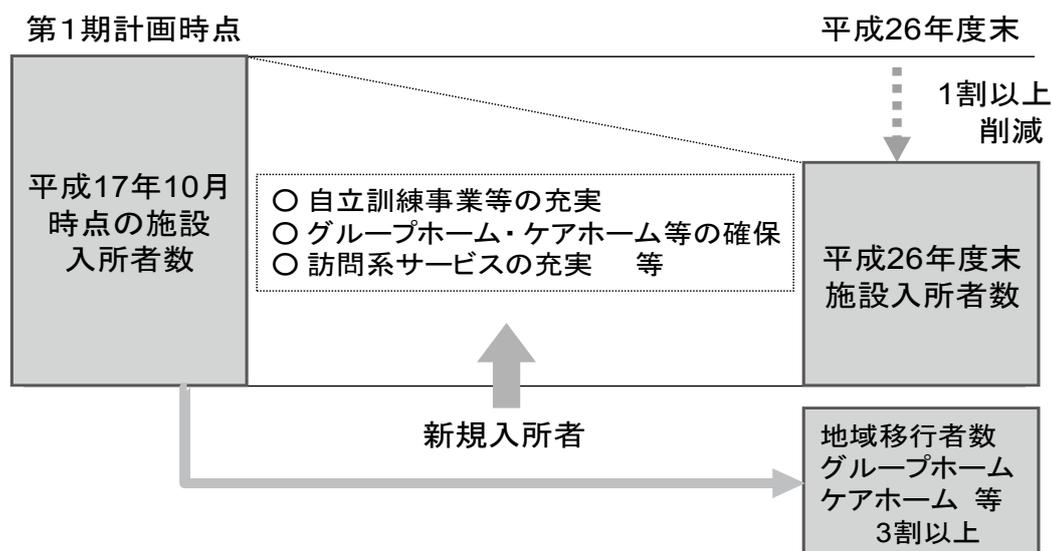
第2章 計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み

1 地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害のある人が地域生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。区では、施設入所者の地域生活への移行を今後も推進していくため、国の指針に基づき、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人数の目標値を定めます。また、暮らし方の選択肢として、障害程度に応じて支援が可能なグループホームやケアホームの整備のバックアップ体制を設けるなど、サービスの質・量の充実を図ります。

国は、平成26年度末の数値目標について、平成17年10月1日の施設入所者数の3割以上を地域生活へ移行することとし、施設入所者数を平成17年10月1日の人数から1割以上削減することとしています。



区では、施設入所者の地域生活への移行を支援していますが、一方で、本人や家族の状況により施設入所を希望する人が50人程度待機していることから、施設入所者数は、現状で推移していくと思われます。また、平成26年度末の地域生活への移行者数は、これまでの実績等を勘案し、以下のように設定します。

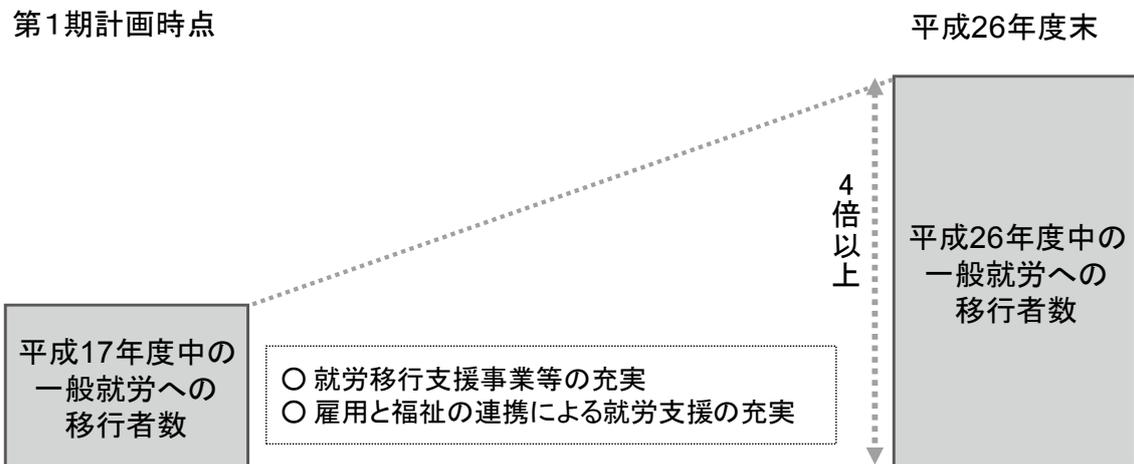
項目	数値	考え方
第1期計画時点の施設入所者数	401人	平成17年10月1日の施設入所者数
【目標値】 目標年度 施設入所者数	400人	平成26年度末時点の利用者数
【目標値】 地域生活移行者数	40人	平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成26年度末までに、グループホームやケアホーム等へ地域移行すると考えられる者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人が地域で自立した生活を送る上で、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援体制を構築することが重要です。一般就労へ向けた就労支援事業の強化を図るとともに、地域における福祉施設と就労関係機関との連携促進が一層求められます。

そのため、引き続き障害者就労支援センター等を拠点とした就労移行支援体制の拡充に努めるとともに、区内産業界やハローワーク(公共職業安定所)と連携を図り、地域自立支援協議会を中核とするネットワークの構築を進めます。また、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の拡大に努めます。

国は、平成 26 年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者の数値目標を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上を基本とすることとしています。



区では、各施設のこれまでの実績と見込みを踏まえ、平成 26 年度に一般就労に移行する者の数を、以下のように設定します。

項目	数値	考え方
第1期計画時点の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	15人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2 各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの必要な量の見込みとその確保について

本計画では、平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

今後必要なサービス量については、国の指針を踏まえ、平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス利用実績に基づき、地域のサービス事業者の今後の取組み方針などを勘案しながら、見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

障害のある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護等を行う訪問系サービス体制の充実に努めます。

障害者自立支援法において、区を含む指定障害福祉サービス等の事業者は「サービス管理責任者」を配置することとされており、サービスの提供に係る責任の所在の明確化が行われています。事業者等は、サービスに直接必要な担い手の養成に努め、地域における障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保していきます。

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」などがあります。

1 月当たりの数値 [時間分＝サービス量 人＝利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	12,800 時間分	13,500 時間分	14,000 時間分
	805 人	830 人	875 人
実 績	12,842 時間分	12,977 時間分	14,257 時間分
	766 人	792 人	844 人
達 成 率	100.3%	96.1%	101.8%
	95.2%	95.4%	96.5%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	15,710 時間分	16,970 時間分	18,230 時間分
	970 人	1,055 人	1,140 人

※ 各数値は、年度末の 3 月分の数値です。ただし、平成 23 年度は、10 月分の数値です。

以下同様

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、日常生活全般に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

1月当たりの数値 [時間分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	10,600 時間分	11,100 時間分	12,000 時間分
	40 人	42 人	45 人
実 績	11,449 時間分	10,635 時間分	13,659 時間分
	43 人	42 人	45 人
達 成 率	108.0%	95.8%	113.8%
	107.5%	100.0%	100.0%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	11,570 時間分	11,660 時間分	11,750 時間分
	45 人	45 人	45 人

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

1月当たりの数値 [時間分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	300 時間分	450 時間分	550 時間分
	5 人	7 人	9 人
実 績	288 時間分	457 時間分	522 時間分
	5 人	8 人	10 人
達 成 率	96.0%	101.6%	94.9%
	100.0%	114.3%	111.1%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	745 時間分	845 時間分	945 時間分
	13 人	15 人	17 人

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

1月当たりの数値 [時間分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	1,000 時間分	1,000 時間分	1,000 時間分
	2 人	2 人	2 人
実 績	0 時間分	0 時間分	0 時間分
	0 人	0 人	0 人
達 成 率	0 %	0 %	0 %
	0 %	0 %	0 %

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	0 時間分	0 時間分	0 時間分
	0 人	0 人	0 人

⑤ 同行援護

(平成 23 年 10 月からの障害福祉サービス)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。

1月当たりの数値 [時間分=サービス量 人=利用者数]

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	6,300 時間分	6,600 時間分	6,900 時間分
	210 人	220 人	230 人

訪問系サービスの提供状況では、「①居宅介護」、「②重度訪問介護」、「③行動援護」は、利用実績が年々増加傾向にあり、おおむね見込量のとおりとなっています。

「④重度障害者等包括支援」は、平成 21 年度から平成 23 年 10 月までの間、実績はありませんでした。

施設・病院からの地域移行の推進を踏まえ、訪問系サービスの利用は今後とも増大していくことが予想されることから、第3期計画の期間においても必要量を確保していきます。

(2) 日中活動系サービス

区内には、区立、民間の通所施設があり、身近な地域における障害のある人の日中活動の場としての機能を果たしています。

引き続き、障害のある人が必要とする日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービス）の充実を図ります。

また、中・重度の知的障害者が今後も増加傾向にあることを踏まえ、生活介護施設の基盤整備に取り組んでいきます。

① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	9,900 人日分	13,200 人日分	15,400 人日分
	450 人	600 人	700 人
実 績	9,568 人日分	11,872 人日分	14,733 人日分
	522 人	636 人	799 人
達 成 率	96.6%	89.9%	95.7%
	116.0%	106.0%	114.1%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	19,400 人日分	20,300 人日分	21,200 人日分
	1,000 人	1,050 人	1,100 人



希望の家

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	0 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	1 人	1 人
実 績	22 人日分	81 人日分	59 人日分
	1 人	6 人	4 人
達 成 率		368.2%	268.2%
		600.0%	400.0%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	72 人日分	72 人日分	72 人日分
	4 人	4 人	4 人

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	572 人日分	660 人日分	660 人日分
	26 人	30 人	30 人
実 績	397 人日分	327 人日分	378 人日分
	22 人	18 人	20 人
達 成 率	69.4%	49.5%	57.3%
	84.6%	60.0%	66.7%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	630 人日分	750 人日分	800 人日分
	35 人	40 人	45 人

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	880 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
	40 人	50 人	50 人
実 績	934 人日分	1,305 人日分	1,617 人日分
	51 人	76 人	105 人
達 成 率	106.1%	118.6%	147.0%
	127.5%	152.0%	210.0%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	2,050 人日分	2,270 人日分	2,430 人日分
	125 人	140 人	150 人

⑤ 就労継続支援A型（雇用型）

利用者と事業所が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	44 人日分	66 人日分	110 人日分
	2 人	3 人	5 人
実 績	28 人日分	255 人日分	222 人日分
	3 人	13 人	12 人
達 成 率	63.6%	386.4%	201.8%
	150.0%	433.3%	240.0%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	380 人日分	440 人日分	500 人日分
	19 人	22 人	25 人

⑥ 就労継続支援B型（非雇用型）

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	7,040 人日分	8,030 人日分	8,470 人日分
	320 人	365 人	385 人
実 績	6,662 人日分	7,463 人日分	7,974 人日分
	340 人	423 人	453 人
達 成 率	94.6%	92.9%	94.1%
	106.3%	115.9%	117.7%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	10,630 人日分	11,100 人日分	11,600 人日分
	615 人	650 人	680 人

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	120 人日分	120 人日分	120 人日分
	4 人	4 人	4 人
実 績	124 人日分	124 人日分	124 人日分
	4 人	4 人	4 人
達 成 率	103.3%	103.3%	103.3%
	100.0%	100.0%	100.0%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	1,705 人日分	1,767 人日分	1,860 人日分
	55 人	57 人	60 人

⑧ 短期入所

自宅で介護する人が、病気の場合などに、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	1,117 人日分	1,200 人日分	1,200 人日分
	105 人	110 人	110 人
実 績	1,273 人日分	1,337 人日分	1,508 人日分
	128 人	122 人	145 人
達 成 率	114.0%	111.4%	125.7%
	121.9%	110.9%	131.8%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	1,560 人日分	1,590 人日分	1,600 人日分
	143 人	147 人	148 人

⑨ 旧法に基づくサービス

1月当たりの数値 [人日分=サービス量 人=利用者数]

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期 計画 見込量	旧入所 サービス分	10,380 人日分	6,600 人日分	0 人日分
		346 人	220 人	0 人
	旧通所 サービス分	660 人日分	440 人日分	0 人日分
		30 人	20 人	0 人
実 績	旧入所 サービス分	8,705 人日分	5,736 人日分	2,196 人日分
		286 人	187 人	65 人
	旧通所 サービス分	501 人日分	412 人日分	308 人日分
		30 人	19 人	15 人
達 成 率	旧入所 サービス分	83.9%	86.9%	
		82.7%	85.0%	
	旧通所 サービス分	75.9%	93.6%	
		100.0%	95.0%	

日中活動系サービスの提供状況では、「①生活介護」、「⑦療養介護」は、実績がおおむね見込量のとおりとなっています。

「②自立訓練（機能訓練）」は、平成 22 年度の実績は見込量を大きく上回っています。

「③自立訓練（生活訓練）」は、実績は見込量に対して減少したため、達成率は年々低くなり、平成 23 年度にはサービス量・利用者数とも見込量を大幅に下回っています。

「④就労移行支援」、「⑧短期入所」は、実績が見込量を上回っています。

「⑤就労継続支援 A 型（雇用型）」は、平成 22 年度以降実績が見込量を大きく上回っています。

「⑥就労継続支援 B 型（非雇用型）」は、サービス量では実績が見込量をやや下回っていますが、利用人数では実績がやや上回っています。

「⑨旧法に基づくサービス」は、現体系への移行に伴い、実績は減少しています。



障害者就労支援センター



障害者支援ハウス

(3) 居住系サービス

地域生活への移行のためには、居住の場を拡大していく必要があります。

このため、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図ります。

障害のある人やその家族の高齢化に伴う親亡き後の課題については、区内にグループホームやケアホームなど居住の場を適切に確保していくことにより対応していきます。

また、平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会から提出された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の中で、グループホームでの生活を支える仕組みとして、グループホームで居宅介護等の個別生活支援を利用できるようにする旨の意見が述べられています。これを受けて、今後の国の動向を注視しながら取り組むべき方向を検討していきます。

① 共同生活援助・共同生活介護

・共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値 [人＝利用者数]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期計画見込量	152人	160人	185人
実績	178人	210人	237人
達成率	117.1%	131.3%	128.1%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画見込量	275人	295人	315人

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値 [人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	59 人	180 人	400 人
実 績	115 人	207 人	333 人
達 成 率	194.9 %	115.0 %	83.3%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	400 人	400 人	400 人

③ 旧法に基づく居住系サービス

1月当たりの数値 [人=利用者数]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	361 人	230 人	0 人
実 績	298 人	197 人	74 人
達 成 率	82.5 %	85.7 %	

居住系サービスの提供状況では、「①共同生活援助・共同生活介護」は、実績が見込量を上回っています。

「②施設入所支援」は、平成 21 年度の実績は見込量の 2 倍近くありましたが、平成 22 年度以降は見込量に近い実績となっています。

「③旧法に基づく居住系サービス」は、現体系サービスへの移行に伴い、利用実績は減少しています。

(4) 相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、相談支援体制を整えていきます。

① 計画相談支援

(平成 24 年度からの実施)

障害のある人が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するため、サービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

1 月当たりの数値 [人=利用者数]

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	75 人	310 人	345 人

※ 数値はひと月当たりの平均。

② 地域相談支援（地域移行支援）

(平成 24 年度からの実施)

障害者支援施設等に入所している障害のある人、又は精神科病院に入院している精神障害のある人が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

1 月当たりの数値 [人=利用者数]

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	— (注1)	30 人	30 人

※ 数値はひと月当たりの平均。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

(平成 24 年度からの実施)

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人など地域生活が不安定な人に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などの便宜を供与します。

1 月当たりの数値 [人=利用者数]

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第3期計画見込量	— (注1)	20 人	30 人

※ 数値はひと月当たりの平均。

(注 1) 平成 24 年度は、地域生活支援事業(精神障害者居住支援事業等)で実施

* 「② 地域相談支援（地域移行支援）」と「③ 地域相談支援（地域定着支援）」では、主に精神障害者の利用者数を見込んでいますが、身体及び知的障害者についても相談支援を行います。

第3章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業について

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。それにより障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

なお、地域生活支援事業には、法定必須事業、都の基準において実施する福祉サービス及び区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

2 江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量

(1) 法定必須事業（6事業）

① 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、及び障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、相談支援事業を適切に実施するにあたり、地域自立支援協議会の活用を図ります。

さらに、(仮)「発達障害者(児)支援センター」の平成26年度開設を目指します。

障害者相談支援事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数	13	14	14	14	14	15

※平成23年度以降：見込量（以下、同様）

相談業務を行う窓口

障害者福祉課 (身体・知的)	葛西健康サポートセンター (精神)
障害者就労支援センター (身体・知的・精神)	鹿骨健康サポートセンター (精神)
障害者支援ハウス (身体・知的)	小松川健康サポートセンター (精神)
中央健康サポートセンター (精神)	なぎさ健康サポートセンター (精神)
小岩健康サポートセンター (精神)	地域活動・相談支援センターかさい (身体・知的・精神)
東部健康サポートセンター (精神)	地域活動支援センターえどがわ (精神)
清新町健康サポートセンター (精神)	地域活動支援センターはるえ野 (精神)

(イ) 精神障害者居住支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援をします。また、入居後も緊急に対応が必要な場合の関係機関との連絡調整、相談支援等を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数		3,354	3,500	4,000	0	0
登録者数		22	42	50	0	0

※平成25年度より地域相談支援として実施。

② 成年後見制度利用支援事業

現在、社会福祉協議会が実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度の充実を図ります。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
申立件数	3	3	4	5	5	5

③ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(ア) 手話通訳等コミュニケーション支援に関する事業

江戸川区登録手話通訳者に係る人材の質、量ともに充実に努め、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣とともに民間団体の活用により実施します。

・手話通訳者の派遣

聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	1,347	1,440	1,512	1,588	1,668	1,752
利用者数	165	173	183	193	203	213

・手話通訳者の配置

区役所本庁舎での手続きや相談などで手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を配置します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数		184	200	200	200	200

※週2日1人配置

・手話通訳者緊急派遣事業

聴覚障害者の方が救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数			5	5	5	5

・要約筆記者の派遣

聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	98	122	130	140	150	160
利用者数	10	11	12	13	14	15

④ 日常生活用具給付（設備改善を含む。）に関する事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどで、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	41	53	60	70	80	90

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	145	144	150	150	150	150

(ウ) 在宅療養等支援用具（10品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	63	143	160	180	200	220

(工) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	120	139	160	180	200	220

(才) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	8,573	9,032	9,500	10,000	10,500	11,000

(力) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	19	23	20	20	20	20

⑤ 移動支援に関する事業

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
延べ時間数	96,117	132,094	171,722	210,000	260,000	320,000
利用者数	800	1,017	1,200	1,300	1,500	1,700

⑥ 地域活動支援センターに関する事業

障害のある人が、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動をすることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型（精神型地域活動支援センター）

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあわせて相談支援事業を行います。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型（デイサービス型地域活動支援センター）

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型（小規模作業所型地域活動支援センター）

日中活動の場として、個人の目的やニーズに応じた社会参加及び社会復帰の支援を行います。

地域活動支援センター数

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
I型	箇所数	2	3	3	3	3	3
II型	箇所数	6	6	7	7	7	7
III型	箇所数	1	0	3	3	3	3

(2) 在宅支援サービス等事業（11事業）

① 巡回入浴サービスに関する事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	5,421	5,612	5,800	6,100	6,400	6,700
利用者数	70	73	74	78	82	86

② 寝具乾燥消毒サービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	285	328	360	372	384	396
登録者数	41	46	50	52	54	56

③ 寝具水洗いサービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	52	56	70	76	80	85
登録者数	44	50	54	55	57	60

④ 福祉理美容サービスに関する事業

常時複雑な介護を要する在宅重度障害者（児）に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、在宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	1,513	1,540	1,600	1,650	1,680	1,710
支給者数	543	540	625	650	660	670

⑤ 紙おむつの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつを支給します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
支給者数	662	704	740	770	780	790

⑥ おむつカバーの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつカバーを支給します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
支給者数	35	28	45	50	50	50

⑦ 防水シートの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、防水シートを支給します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
支給者数	260	252	270	300	310	320

⑧ おむつ使用料の助成に関する事業

病院に入院し区のおむつが使えない人を対象に、障害者世帯の経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料の助成を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	573	534	540	600	600	600
利用者数	177	160	170	180	180	180

⑨ 日中一時支援（日帰りショート）に関する事業

在宅の心身障害者（児）の保護者又は家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に対し、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	364	406	500	500	500	500
利用者数	114	145	150	150	150	150

⑩ 福祉有償運送に関する事業

身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	2	2	2	2	2	2

⑪ 心身障害児デイサービスに関する事業

学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	1	2	2	2	1	1

(3) 社会参加促進事業 (9 事業)

① 車いすの貸与に関する事業

長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等をするために利用する車いすを貸し出します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間件数	687	642	650	650	650	650

② 障害者スポーツ大会への助成に関する事業

心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
参加者数	355	366	360	360	360	360

③ 障害者作品展への助成に関する事業

障害者の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とし、励ましあうとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
作品数	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

④ 障害別講座講習の開催に関する事業

障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講習会を開催します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	4	5	5	5	5	5
参加者数	360	408	400	400	400	400

⑤ 障害者就労支援センターにおける訓練事業

一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる 65 歳未満の障害者に対して就労に関する支援を行います。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	5	2	2	4	4	4
利用者数	5	3	2	8	8	8

⑥ 自立生活支援センターに関する事業

利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切的な対応、理解しやすい説明等に努め、障害者の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行うとともに、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を障害者支援ハウスで行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間相談件数	655	577	600	600	600	600

⑦ 心身障害者相談員（身体、知的）に関する事業

障害者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間相談件数	620	594	600	600	600	600

⑧ 障害者協議室の運営に関する事業

障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるように設けた障害者協議室を貸し出します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	289	338	340	340	340	340
登録団体数	19	19	20	20	20	20

⑨ 障害者雇用優良企業表彰に関する事業

障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
表彰数	1	1	1	1	1	1

(4) 団体等への補助事業（5事業）

① 福祉作業所に対する助成に関する事業

在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	5	5	5	3	3	3

② グループホームの委託に関する事業

知的障害者の地域社会における自立生活を支援するために生活の場を提供し、日常生活における援助を行う知的障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	140	96	74	48	24	0
利用者数	12	8	6	4	2	0

③ 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業

緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	39	12	80	80	80	80
登録団体数	4	4	4	4	4	4

④ リフト付福祉タクシーの委託に関する事業

重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーの運行を委託します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	1,323	1,289	1,260	1,250	1,250	1,250

⑤ ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業

地域の障害者の足となり、福祉運送事業を運営している、NPO法人のハンディキャブ事業者に対し、補助を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	1	1	1	1	1	1

(5) 給付・助成サービス事業（15事業）

① グループホームの家賃助成に関する事業

グループホーム利用者が支払った家賃のうちの一定額を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	72	84	92	102	112	122

② 民間緊急通報システムの助成に関する事業

ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、民間事業者利用の緊急通報システム「マモルくん」を設置します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	158	196	235	240	280	320
利用者数	14	17	22	24	27	30

③ 住まいの改造助成に関する事業

介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	19	7	12	20	20	20

④ 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業

民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められて転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	343	320	338	360	360	360
利用者数	29	27	29	30	30	30

⑤ 重度脳性まひ者の介護に関する事業

重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、家族介護者に対し介護券を給付します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	3,740	3,543	3,600	3,888	3,888	3,888
利用者数	25	25	26	27	27	27

⑥ 介護者の激励に関する事業

複雑な介護を要する重度心身障害者（児）の介護家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように激励事業を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	948	971	1,000	1,150	1,200	1,200
支給者数	535	526	580	580	590	590

⑦ 自動車燃料費の助成に関する事業

社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	17,129	17,062	17,870	20,160	20,500	21,000
支給対象者数	1,730	1,797	1,870	1,900	1,920	1,930

⑧ 自動車改造費の助成に関する事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	10	9	11	15	15	15

⑨ 自動車運転教習費の助成に関する事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	3	4	6	5	5	5

⑩ 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業

区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	0	0	2	2	2	2

⑪ 成人祝品の支給に関する事業

成人としての自覚を持ち、生活の励みとなるよう、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
支給者数	75	83	89	115	99	95

⑫ タクシー利用の助成に関する事業

車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	70,523	71,913	72,000	75,000	77,000	80,000
支給者数	6,904	7,004	7,125	7,250	7,450	7,650

⑬ 更生訓練費に関する事業

就労移行支援事業所、自立訓練事業所等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	119	124	85	84	84	72
支給者数	13	13	8	7	7	6

※ 下記の事業については、平成23年度をもって新規受付は終了しました。
従前からの利用者については、継続して支援します。

⑭ 福祉電話使用料の助成に関する事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	225	209	195	170	160	150

⑮ 福祉電話の貸与に関する事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	123	118	110	100	95	90

(6) 精神障害者サービス事業（14事業）

① 福祉ホームに関する事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えるとともに、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。

計画策定時点で、区内に福祉ホームを運営している事業者はありませんが、今後開設の相談等については、適切な対応を図っていきます。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	0	0	0	0	0	0

② 心の専門グループワークに関する事業

回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	8	8	8	8	8	8
利用者数	143	157	160	160	160	160

③ 心の交流スポーツ大会に関する事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
利用者数	200	250	250	300	300	300

④ 精神障害者就労支援事業

就労を希望する精神障害者に対し、就労支援コーディネーターが就労訓練事業所の紹介・関係機関への同行・求職活動への準備支援等を総合的に行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	3,020	5,108	5,500	6,000	6,000	6,000
登録者数	51	94	110	120	120	120

⑤ 精神障害者自立生活体験事業

病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息、または一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間件数	1,299	3,731	5,380	6,000	6,000	6,000
登録者数	22	51	75	80	80	80

⑥ 講演会に関する事業

障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりをめざし、区民の精神障害に関する正しい知識の習得と理解の促進のため、講演会を開催します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	6	5	5	5	5	5
参加者数	405	181	200	250	250	250

⑦ ボランティア講座に関する事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	2	2	2	2	2	2
参加者数	37	29	30	40	40	40

⑧ 家族会の支援に関する事業

精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇所数	0	0	2	3	3	3
登録者数	0	0	45	65	70	75

⑨ 酒害本人ミーティングに関する事業

酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	24	24	24	24	24	24
利用者数	12	12	12	12	12	12

⑩ 閉居訪問に関する事業

精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	2	1	2	4	4	4

⑪ 家族教室に関する事業

統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	3	3	3	3	3	3
利用者数	67	85	90	90	90	90

⑫ 家族交流会に関する事業

こころの病をもつ人の家族を対象に、悩みを話しあったり、病気、社会資源（福祉制度、年金など）に関する知識などについて学ぶため実施します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	99	97	96	96	96	96
利用者数	116	109	120	120	120	120

⑬ 思春期家族交流会に関する事業

思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また、話しあいを通して家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	12	12	12	12	12	12
利用者数	5	5	5	5	5	5

⑭ 酒害家族教室に関する事業

飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年間回数	24	24	24	24	24	24
利用者数	25	22	25	25	25	25

(7) リハビリ事業 (2 事業)

① 自立支援セミナーに関する事業

脳卒中後遺症等による障害を持ち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験を通し、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。

(ア) 言語リハビリ教室

言語機能に障害のある人を対象にコミュニケーション機能の回復と社会参加を目的に開催します。

(イ) 外出体験リハビリ教室

公共交通機関を使用した外出の自立を目指す身体障害のある人を対象に外出できる力を高め行動範囲を広げることを目的に開催します。

(ウ) 家事体験リハビリ教室

身体障害や高次脳機能障害により、調理・掃除・洗濯などの家事動作に支障をきたしている人を対象に、家事動作の体験を通し家庭での役割を広げることを目的に開催します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	71	71	63	62	62	62
利用者数	112	106	110	100	100	100

② リハビリ自主グループの活動支援に関する事業

リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対して支援します。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年間回数	5	4	4	4	4	4
利用者数	344	280	280	280	280	280

資 料 編

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成 23 年 7 月 29 日成立
平成 23 年 8 月 5 日公布

総則関係（公布日施行）

（1）目的規定の見直し（第 1 条関係）

- ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

等

（2）障害者の定義の見直し（第 2 条関係）

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

等

（3）地域社会における共生等（第 3 条関係）

（1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

等

（4）差別の禁止（第 4 条関係）

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

等

（5）国際的協調（第 5 条関係）

- ・ （1）に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

（6）国民の理解（第 7 条関係）/国民の責務（第 8 条関係）

- ・ 国及び地方公共団体は、（3）から（5）までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、（1）に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

（7）施策の基本方針（第 10 条関係）

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係（公布日施行）

（１）医療、介護等（第 14 条関係）

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

（２）教育（第 16 条関係）

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

等

（３）療育【新設】（第 17 条関係）

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

等

（４）職業相談等（第 18 条関係）

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

等

（５）雇用の促進等（第 19 条関係）

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

（６）住宅の確保（第 20 条関係）

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

（７）公共的施設のバリアフリー化（第 21 条関係）

- ・ 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

等

（８）情報の利用におけるバリアフリー化等（第 22 条関係）

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

（９）相談等（第 23 条関係）

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

等

(10) 文化的諸条件の整備等（第 25 条関係）

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

(11) 防災及び防犯【新設】（第 26 条関係）

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

等

(12) 消費者としての障害者の保護【新設】（第 27 条関係）

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

等

(13) 選挙等における配慮【新設】（第 28 条関係）

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

(14) 司法手続における配慮等【新設】（第 29 条関係）

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

(15) 国際協力【新設】（第 30 条関係）

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

障害者政策委員会等（公布から 1 年以内に政令で定める日から施行）

(国) 障害者政策委員会（第 32～35 条関係）

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

等

(地方) 審議会その他の合議制の機関（第 36 条関係）

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

附則

検討（附則第 2 条関係）

- ・ 施行後 3 年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

等

障害福祉サービス等見込量一覧

		事 項	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系	①居宅介護	サービス量	15,710時間分	16,970時間分	18,230時間分
		利用者数	970人	1,055人	1,140人
	②重度訪問介護	サービス量	11,570時間分	11,660時間分	11,750時間分
		利用者数	45人	45人	45人
	③行動援護	サービス量	745時間分	845時間分	945時間分
		利用者数	13人	15人	17人
	④重度障害者等包括支援	サービス量	0時間分	0時間分	0時間分
		利用者数	0人	0人	0人
	⑤同行援護	サービス量	6,300時間分	6,600時間分	6,900時間分
		利用者数	210人	220人	230人
日中活動系	①生活介護	サービス量	19,400人日分	20,300人日分	21,200人日分
		利用者数	1,000人	1,050人	1,100人
	②自立訓練 (機能訓練)	サービス量	72人日分	72人日分	72人日分
		利用者数	4人	4人	4人
	③自立訓練 (生活訓練)	サービス量	630人日分	750人日分	800人日分
		利用者数	35人	40人	45人
	④就労移行支援	サービス量	2,050人日分	2,270人日分	2,430人日分
		利用者数	125人	140人	150人
	⑤就労継続支援A型 (雇用型)	サービス量	380人日分	440人日分	500人日分
		利用者数	19人	22人	25人
	⑥就労継続支援B型 (非雇用型)	サービス量	10,630人日分	11,100人日分	11,600人日分
		利用者数	615人	650人	680人
	⑦療養介護	サービス量	1,705人日分	1,767人日分	1,860人日分
		利用者数	55人	57人	60人
⑧短期入所	サービス量	1,560人日分	1,590人日分	1,600人日分	
	利用者数	143人	147人	148人	
居住系	①共同生活援助・ 共同生活介護	サービス量 (利用者数)	275人	295人	315人
		サービス量 (利用者数)	400人	400人	400人
相談支援	①計画相談支援	サービス量 (利用者数)	75人	310人	345人
	②地域相談支援 (地域移行支援)	サービス量 (利用者数)	—	30人	30人
	③地域相談支援 (地域定着支援)	サービス量 (利用者数)	—	20人	30人

地域生活支援事業見込量一覧

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		(単位)
(1) 法定必須事業(6事業)							
①相談支援事業							
(ア) 障害者相談支援事業	14箇所		14箇所		15箇所		実施箇所数
(イ) 精神障害者居住支援事業	4,000件	50人	0件	0人	0件	0人	年間件数／登録者数
②成年後見制度利用支援事業	5件		5件		5件		申立件数
③コミュニケーション支援事業							
(ア)手話通訳等コミュニケーション支援に関する事業							
手話通訳者の派遣	1,588件	193人	1,668件	203人	1,752件	213人	年間件数／利用者数
手話通訳者の配置	200件		200件		200件		年間件数
手話通訳者緊急派遣事業	5人		5人		5人		利用者数
要約記者の派遣	140件	13人	150件	14人	160件	15人	年間件数／利用者数
④日常生活用具給付(設備改善を含む。)に関する事業							
(ア) 介護・訓練支援用具(10品目)	70件		80件		90件		年間件数
(イ) 自立生活支援用具(13品目)	150件		150件		150件		年間件数
(ウ) 在宅療養等支援用具(10品目)	180件		200件		220件		年間件数
(エ) 情報・意思疎通支援用具(16品目)	180件		200件		220件		年間件数
(オ) 排せつ管理支援用具(2品目)	10,000件		10,500件		11,000件		年間件数
(カ) 住宅改修費 (居住生活動作補助用具)	20件		20件		20件		年間件数
⑤移動支援に関する事業	210,000時間	1,300人	260,000時間	1,500人	320,000時間	1,700人	延べ時間数／利用者数
⑥地域活動支援センターに関する事業							
(ア) 地域活動支援センターⅠ型	3箇所		3箇所		3箇所		箇所数
(イ) 地域活動支援センターⅡ型	7箇所		7箇所		7箇所		箇所数
(ウ) 地域活動支援センターⅢ型	3箇所		3箇所		3箇所		箇所数
(2) 在宅支援サービス等事業(11事業)							
①巡回入浴サービスに関する事業	6,100件	78人	6,400件	82人	6,700件	86人	年間件数／利用者数
②寝具乾燥消毒サービスに関する事業	372件	52人	384件	54人	396件	56人	年間件数／登録者数
③寝具水洗いサービスに関する事業	76件	55人	80件	57人	85件	60人	年間件数／登録者数
④福祉理美容サービスに関する事業	1,650件	650人	1,680件	660人	1,710件	670人	年間件数／支給者数
⑤紙おむつの支給に関する事業	770人		780人		790人		支給者数
⑥おむつカバーの支給に関する事業	50人		50人		50人		支給者数
⑦防水シーツの支給に関する事業	300人		310人		320人		支給者数
⑧おむつ使用料の助成に関する事業	600件	180人	600件	180人	600件	180人	年間件数／利用者数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		(単位)
⑨日中一時支援(日帰りショート)に関する事業	500件	150人	500件	150人	500件	150人	年間件数/ 利用者数
⑩福祉有償運送に関する事業	2箇所		2箇所		2箇所		箇所数
⑪心身障害児デイサービスに関する事業	2箇所		1箇所		1箇所		箇所数
(3) 社会参加促進事業(9事業)							
①車いすの貸与に関する事業	650件		650件		650件		年間件数
②障害者スポーツ大会への助成に関する事業	1回	360人	1回	360人	1回	360人	年間回数/ 参加者数
③障害者作品展への助成に関する事業	1回	1,700作品	1回	1,700作品	1回	1,700作品	年間回数/ 作品数
④障害別講座講習の開催に関する事業	5回	400人	5回	400人	5回	400人	年間回数/ 参加者数
⑤障害者就労支援センターにおける訓練事業	4回	8人	4回	8人	4回	8人	年間回数/ 利用者数
⑥自立生活支援センターに関する事業	600件		600件		600件		年間相談件数
⑦心身障害者相談員(身体、知的)に関する事業	600件		600件		600件		年間相談件数
⑧障害者協議室の運営に関する事業	340件	20団体	340件	20団体	340件	20団体	年間件数/ 登録団体数
⑨障害者雇用優良企業表彰に関する事業	1箇所		1箇所		1箇所		表彰数
(4) 団体等への補助事業(5事業)							
①福祉作業所に対する助成に関する事業	3箇所		3箇所		3箇所		箇所数
②グループホームの委託に関する事業	48件	4人	24件	2人	0件	0人	年間件数/ 利用者数
③緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業	80件	4団体	80件	4団体	80件	4団体	年間件数/ 登録団体数
④リフト付福祉タクシーの委託に関する事業	1,250件		1,250件		1,250件		年間件数
⑤ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業	1箇所		1箇所		1箇所		箇所数
(5) 給付・助成サービス事業(15事業)							
①グループホームの家賃助成に関する事業	102人		112人		122人		利用者数
②民間緊急通報システムの助成に関する事業	240件	24人	280件	27人	320件	30人	年間件数/ 利用者数
③住まいの改造助成に関する事業	20件		20件		20件		年間件数
④民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業	360件	30人	360件	30人	360件	30人	年間件数/ 利用者数
⑤重度脳性まひ者の介護に関する事業	3,888件	27人	3,888件	27人	3,888件	27人	年間件数/ 利用者数
⑥介護者の激励に関する事業	1,150件	580人	1,200件	590人	1,200件	590人	年間件数/ 支給者数
⑦自動車燃料費の助成に関する事業	20,160件	1,900人	20,500件	1,920人	21,000件	1,930人	年間件数/ 支給対象者数
⑧自動車改造費の助成に関する事業	15件		15件		15件		年間件数
⑨自動車運転教習費の助成に関する事業	5件		5件		5件		年間件数
⑩知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業	2件		2件		2件		年間件数
⑪成人祝品の支給に関する事業	115人		99人		95人		支給者数
⑫タクシー利用の助成に関する事業	75,000件	7,250人	77,000件	7,450人	80,000件	7,650人	年間件数/ 支給者数
⑬更生訓練費に関する事業	84件	7人	84件	7人	72件	6人	年間件数/ 支給者数
⑭福祉電話使用料の助成に関する事業	170人		160人		150人		利用者数
⑮福祉電話の貸与に関する事業	100人		95人		90人		利用者数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		(単位)
(6)精神障害者サービス事業(14事業)							
①福祉ホームに関する事業	0箇所		0箇所		0箇所		箇所数
②心の専門グループワークに関する事業	8箇所	160人	8箇所	160人	8箇所	160人	箇所数/ 利用者数
③心の交流スポーツ大会に関する事業	1回	300人	1回	300人	1回	300人	年間回数/ 利用者数
④精神障害者就労支援事業	6,000件	120人	6,000件	120人	6,000件	120人	年間件数/ 登録者数
⑤精神障害者自立生活体験事業	6,000件	80人	6,000件	80人	6,000件	80人	年間件数/ 登録者数
⑥講演会に関する事業	5回	250人	5回	250人	5回	250人	年間回数/ 参加者数
⑦ボランティア講座に関する事業	2回	40人	2回	40人	2回	40人	年間回数/ 参加者数
⑧家族会の支援に関する事業	3箇所	65人	3箇所	70人	3箇所	75人	箇所数/ 登録者数
⑨酒害本人ミーティングに関する事業	24回	12人	24回	12人	24回	12人	年間回数/ 利用者数
⑩閉居訪問に関する事業	4人		4人		4人		利用者数
⑪家族教室に関する事業	3回	90人	3回	90人	3回	90人	年間回数/ 利用者数
⑫家族交流会に関する事業	96回	120人	96回	120人	96回	120人	年間回数/ 利用者数
⑬思春期家族交流会に関する事業	12回	5人	12回	5人	12回	5人	年間回数/ 利用者数
⑭酒害家族教室に関する事業	24回	25人	24回	25人	24回	25人	年間回数/ 利用者数
(7)リハビリ事業(2事業)							
①自立支援セミナーに関する事業	62回	100人	62回	100人	62回	100人	年間回数/ 利用者数
②リハビリ自主グループの活動支援に関する事業	4回	280人	4回	280人	4回	280人	年間回数/ 利用者数

策定経過

策定委員会経過

第1回	平成23年 6月22日	<ul style="list-style-type: none">・策定について趣旨説明・法律改正について・第3期障害福祉計画の国の考え・障害者の現状について・障害福祉サービス量等の実施状況について
第2回	平成23年 10月26日	<ul style="list-style-type: none">・中間報告(案)について・意見公募について
第3回	平成24年 1月30日	<ul style="list-style-type: none">・意見公募の結果について・計画(案)について
第4回	平成24年 2月16日	<ul style="list-style-type: none">・計画(案)の確認・公表について

江戸川区地域自立支援協議会経過

会長 小暮堅三 副会長 杉本英臣

委員の構成

保健医療関係者2名、民生・児童委員1名、教育関係者3名、就労支援関係者4名、障害当事者4名、障害者団体関係者3名、障害福祉サービス・相談支援事業者2名、社会福祉協議会職員1名、区職員2名 計22名

第1回	平成23年 7月14日	<ul style="list-style-type: none">・策定について趣旨説明・法律改正について・障害者の現状等について・障害福祉サービス量等の実施状況について
第2回	平成23年 11月17日	<ul style="list-style-type: none">・中間報告(案)について
第3回	平成24年 2月 9日	<ul style="list-style-type: none">・意見公募の結果について・計画(案)について

パブリック・コメント（意見公募）の実施

公募期間	平成23年12月10日から12月26日まで 17日間
意見件数	35人 1団体 延べ80件

策定委員会委員

福祉部		福祉部長
	福祉推進課	福祉推進課長
		計画係長
	障害者福祉課	障害者福祉課長
		庶務係長
		計画係長
		認定係長
		身体障害者相談係長
		愛の手帳相談係長
		発達障害調整係長
		自立援助係長
		施設調整係長
		希望の家所長
		虹の家所長
		福祉作業所長
障害者就労支援センター所長		
健康部		健康部長
	健康推進課	健康推進課長
		計画係長
	健康サービス課	健康サービス課長
		健康サービス係長
	保健予防課	保健予防課長
精神保健係長		
経営企画部	企画課	企画課長
		企画担当係長
生活振興部	地域振興課	地域振興課長
		生活就労支援係長
子ども家庭部	子育て支援課	子育て支援課長
		計画係長
	保育課	保育課長
		庶務係長
教育委員会事務局	学務課	学務課長
		相談係長
	指導室	指導室長
		指導主事



江戸川区障害者計画

第3期江戸川区障害福祉計画

(平成24年3月発行)

編集・発行

江戸川区福祉部障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(3652)1151 (代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>